

令和6年4月1日現在

営農型太陽光発電設備の申請について

改正農地法の施行に伴い、令和6年4月1日からは、営農型太陽光発電設備の手続きに係る書類の変更等があります。

1 申請書類の変更点

第1号から第6号の提出をお願いします。

添付資料	備考
様式第1号 営農計画書	
様式第2号 営農への影響の見込み	
様式第3号 知見を有する者の意見書※	3号を提出する場合、4号は不要。
様式第4号 栽培理由書※	4号を提出する場合、3号は不要。
様式第5号 撤去費用負担の誓約書	
様式第6号 報告書提出の誓約書	

※市内で栽培されていない農作物や育成に時間を要する作物を栽培する場合は様式第4号を提出してください。

2 実績報告の変更点

毎年2月末日までに状況報告を提出いただいておりますが、今後については、第10号及び第11号の提出をお願いいたします。

添付資料	備考
様式例第10号 栽培実績書	・作業の実態や育成状況等が分かる写真を添付。
様式例第11号 収支報告書	

※添付いただく写真は、適切な営農が継続されていることを示す資料になります。作業ごとに写真に記録し、提出をお願いします。

3 その他

許可基準が法令等に明記されました。以下の許可基準に該当する場合、許可はできません。

<u>施行規則の許可基準（一例）</u>	ガイドライン（一例）
・単収が2割以上減少	・再許可時は遊休農地の特例は適用外
・営農が行われない	・一定規模以上は群馬県等と情報共有
・品質が著しく劣化	・営農に支障がある場合、現地調査実施
・農業用機械の利用に支障がある	・不適切事業に対し国と情報共有